独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第３号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業の換地計画を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年５月27日

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　渡辺　輝明

記

１縦覧開始の日　平成23年５月30日（月）
（縦覧期間２週間）

２縦覧場所　埼玉県東松山市高坂1058番地
独立行政法人都市再生機構
埼玉地域支社埼玉西部開発事務所

３縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

型式部材等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第製83号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成23年５月27日

一般財団法人日本建築センター
理事長　立石　　眞

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成23年１月28日）

積水ハウス株式会社

製010101Abba0032207、製010101Abca0032207
製010101Abca0032208、製010101Abca0032210
製010101Abca0032211、製010101Abca0032212
製010101Abbb0032207、製010101Abbb0032208
製010101Abcb0032207、製010101Abcb0032208
製010101Abcb0032210、製010101Abcb0032211
製010101Abcb0032212、製010101Abbc0032207
製010101Abbc0032208、製010101Abcc0032207
製010101Abcc0032208、製010101Abcc0032210
製010101Abcc0032211、製010101Abcc0032212
製010101Abba0480907、製010101Abca0480907
製010101Abca0480908、製010101Abca0480910
製010101Abca0480911、製010101Abca0480912
製010101Abbb0480907、製010101Abcb0480907
製010101Abbc0480907、製010101Abcc0480907
製010101Abaa0050310、製010101Abaa0050311
製010101Abaa0050313、製010101Abaa0050314
製010101Abaa0050315、製010101Abaa0051601
製010101Abaa0051602、製010101Abaa0051604
製010101Abaa0051605、製010101Abaa0051606
製010101Abba0050310、製010101Abba0050311
製010101Abba0050313、製010101Abba0050314
製010101Abba0050315、製010101Abba0051601
製010101Abba0051602、製010101Abba0051604
製010101Abba0051605、製010101Abba0051606
製010101Abca0050310、製010101Abca0050311
製010101Abca0050312、製010101Abca0050313
製010101Abca0050314、製010101Abca0050315
製010101Abca0051601、製010101Abca0051602
製010101Abca0051603、製010101Abca0051604
製010101Abca0051605、製010101Abca0051606
製010101Abab0051601、製010101Abab0051602
製010101Abab0051604、製010101Abab0051605
製010101Abab0051606、製010101Abbb0051601
製010101Abbb0051602、製010101Abbb0051604
製010101Abbb0051605、製010101Abbb0051606
製010101Abcb0051601、製010101Abcb0051602
製010101Abcb0051604、製010101Abcb0051605
製010101Abcb0051606、製010101Abac0051601
製010101Abac0051602、製010101Abac0051604
製010101Abac0051605、製010101Abac0051606
製010101Abbc0051601、製010101Abbc0051602
製010101Abbc0051604、製010101Abbc0051605
製010101Abbc0051606、製010101Abbe0050216
製010101Abbe0050217、製010101Abce0050216
製010101Abce0050217

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成23年５月27日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県南埼玉郡白岡町から埼玉県久喜市江面まで（久喜白岡ＪＣＴ）	新設工事	平成23年５月28日
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県加須市大字南篠崎から埼玉県加須市大字南篠崎まで（加須ＩＣ）	新設工事	平成23年５月28日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車）	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から埼玉県久喜市下早見まで（久喜白岡ＪＣＴ）	新設工事	平成23年５月28日

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則の制定に関する公告

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十三年五月六日　日本弁護士連合会

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則

（平成二十三年五月六日規則第百四十八号）

（目的）

第一条　この規則は、東日本大震災（以下「本件震災」という。）により被災した「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号。以下「ひまわり基金規則」という。）第二条第一号の第一種弁護士過疎地域若しくは同条第一号の二の第二種弁護士過疎地域における同条第一号の法律相談センター若しくは同条第六号の弁護士常駐型公設事務所（以下「常駐型公設事務所」という。）及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号。以下「偏在解消規則」という。）第二条第一号の偏在解消対策地区において法律事務所を開設する弁護士等について、ひまわり基金規則の開設費援助等及び偏在解消規則の貸付け等に関する特例を定めることにより被災した地域においてひまわり基金規則及び偏在解消規則の趣旨が全うされるようにすることにより、本件震災とを目的とする。

（法律相談センターの開設費援助等の特例）

第二条　本件震災による被災（原子力発電所の事故に起因する障害の発生を含む。以下同じ。）を原因として行われるひまわり基金規則第四条第二項の法律相談センターの移転については、同条第一項第二号の規定にかかわらず、同号に規定する法律相談センターの開設とみなして、同号に規定するほか、本件震災により被災した地域のひまわり基金規則第四条の二第一項の法律相談センターについては、同条第二項第二号及び第三項の規定にかかわらず、ひまわり基金規則第四条第二項第三号、第四号及び第七号並びに第三項の規定の適用に当たっては、当分の間、同条第二項第一号の法律相談センターとみなす。

２　援助金を一回に限り支出する。

３　本件震災による被災を原因として行われるひまわり基金規則第四条の二第一項の法律相談センターの移転については、同条第二項第二号の規定にかかわらず、ひまわり基金規則第四条第二項第三号に規定する法律相談センターの開設とみなして、同号に規定するほか、本件震災により被災した地域のひまわり基金規則第四条の二第一項の法律相談センターについては、同条第二項第一号及び第三項の規定にかかわらず、ひまわり基金規則第四条第二項第三号、第四号及び第七号並びに第三項の規定の適用に当たっては、当分の間、同条第二項第一号の法律相談センターとみなす。